

特定大規模災害等における農地保全に係る特定災害復旧等地すべり防止工事取扱要綱

令和6年3月1日付け5農振第2857号

第1 目的及び趣旨

本要綱は、特定大規模災害等（大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号。以下「復興法」という。）第2条第9号に規定する特定大規模災害等をいう。以下同じ。）により被害を受けた農林水産大臣の所掌に係る地すべり防止施設（地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第3項に規定する地すべり防止施設（林野庁の所掌に係るものを除く。）をいう。以下同じ。）について、被災都道府県の知事から要請があり、当該被災都道府県における公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情に鑑みて農林水産大臣が当該被災都道府県の知事に代わって自ら当該地すべり防止施設の災害復旧事業及びこれに関連する事業に係る工事を施行する際の取扱いを定めるものであり、地すべり等防止法、復興法、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号。以下「負担法」という。）その他法令に定めのあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第2 実施基準

農林水産大臣は、地すべり等防止法第51条第3項イに規定する地すべり防止区域に係る被災都道府県の知事から要請があり、かつ、当該被災都道府県における公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して特定大規模災害等からの円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、当該被災都道府県の知事に代わって自ら特定災害復旧等地すべり防止工事（復興法第49条第1項に規定する特定災害復旧等地すべり防止工事をいう。以下同じ。）を施行することができる。

第3 特定災害復旧等地すべり防止工事の対象範囲

特定災害復旧等地すべり防止工事は、特定大規模災害等によって必要を生じた次に掲げる事業（以下「特定災害復旧事業」という。）に関する工事とする。

- (1) 負担法第2条の規定の適用を受ける災害復旧事業
- (2) 災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるためこれと合併して行う新設又は改良に関する事業その他災害復旧事業以外の事業であって、再度災害を防止するため土砂の崩壊その他の危険な状況に対処して特に緊急に施行すべきもの

第4 災害報告の提出

被災都道府県の知事は、事業実施を要請する場合には、要請書（別記様式第1号）と併せて災害報告書（別記様式第2号）を地方農政局長（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）に提出しなければならない。

- 2 地方農政局長等は、提出された災害報告書を審査し、速やかに地すべり防止施設に係る代行災害復旧工事所要見込額報告書（別記様式第3号。以下「報告書」という。）を農林水産大臣に提出するものとする。

第5 事業計画書等の提出

地方農政局長等は、被災都道府県の知事と施行予定地その他必要事項について調整を行い、速やかに特定災害復旧事業計画書（別記様式第4号）を作成するものとする。

- 2 地方農政局長等は、第4第2項及び前項の規定により作成した報告書及び特定災害復旧事業計画書を、農林水産大臣に提出するものとする。また、これを変更（軽微なものを除く。）しようとするときも同様とする。

第6 事業費の積算基準

特定災害復旧事業の設計単価及び歩掛等は、直轄地すべり対策事業と同一の取扱いとする。

- 2 工事諸費等については、次に定めるところによるものとする。ただし、特別の理由がある場合には、これを変更することができる。

(1) 測量設計費

災害復旧本工事費の額に100分の1.6を乗じて得た額以内の額

(2) 船舶及機械器具費及び事業車輛費

費用の合計額は、災害復旧本工事費の額に100分の1.2を乗じて得た額以内の額

(3) 用地費及補償費及び営繕費

必要額を積み上げて得た額

(4) 工事諸費

災害復旧本工事費の額及び前3号に掲げる費用を合計して得た額に内地にあっては100分の1.82、北海道にあっては100分の1.69を乗じて得た額以内の額

第7 事業費の決定及び通知

農林水産大臣は、第5第2項の規定により提出された特定災害復旧事業計画書及び現地調査の結果に基づき事業費の額を決定する。

- 2 農林水産大臣は、前項の規定により事業費を決定したときは、これを地方農政局長等に通知するものとする。

第8 実施計画書の承認

地方農政局長等は、第7第2項の規定により事業費の決定通知を受けた場合には、実施計画書（別記様式第5号。第3第2号に掲げる事業のうち、その他災害復旧事業以外の事業に係るものにあつては、別記様式第6号）に箇所別平面図を添付して農林水産大臣に提出し、その承認を受けなければならない。また、これを変更（軽微なものを除く。）しようとするときも同様とする。

第9 緊急応急工事の取扱い

地方農政局長等は、次の各号のいずれかに該当する応急工事について緊急に施行する必要があると認められるときは、農林水産大臣の承認を受けてこれを施行することができる。

- (1) 地すべり防止施設が被災したことにより地下水位が異常に上昇し、当該被災施設に隣接する施設又は背後地に甚大な被害を与える地すべりの発生するおそれが大きい場合緊急に施行する必要がある地下水位を低下させるための工事

(2) 地すべり防止施設が被災したことにより地すべり現象が活発になり、当該被災施設に隣接する施設又は背後地に甚大な被害を与えるおそれが大きいため緊急に施行する必要がある地すべりを抑止するための工事

(3) その他地区の実情を勘案して特に必要と認められる工事

2 前項の承認を受けようとする場合には、緊急応急費概算調書（別記様式第7号）を提出するものとする。ただし、当該調書を作成する余裕がない場合には、電話その他の方法によって申請するものとし、その後速やかに当該調書を提出するものとする。

第10 事業実施中又は着手前に災害が生じた場合の措置

第7第1項の規定により事業費が決定された地区において、当該特定災害復旧事業の施行中又は着手前に負担法第2条に規定する災害が新たに生じた場合における申請は、第5の規定によるほか、再度災害復旧事業総括表（別記様式第8号）を添付して行うものとする。

第11 完了報告

地方農政局長等は、代行災害復旧事業が完了したときは、速やかに竣工検査を行い、特定災害復旧事業完了調書（別記様式第9号）を添えて農林水産大臣に報告するものとする。

第12 負担金の取扱い

特定災害復旧事業の負担金については、大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成25年政令第237号）第28条によるものとする。

第13 委任

特定災害復旧事業の取扱いについては、この要綱に定めるもののほか、農林水産省農村振興局長が別に定めるところによるものとする。

附 則

この通知は、令和6年3月1日から施行し、令和6年1月1日から適用する。

(別記様式第1号) (第4第1項関係)

〇〇農地地すべり防止区域内の特定災害復旧等地すべり防止工事施行要請書

番〇〇〇号
令和 年 月 日

農林水産大臣 〇〇 〇〇 殿
〔農林水産省地方農政局長
国土交通省北海道開発局長 経由〕 ※1

〇〇県知事 〇〇 〇〇

大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第49条第1項に基づき、特定災害復旧等地すべり防止工事を施行されたく、下記及び別添のとおり要請します。

記

1. 地すべり防止工事予定地
〇〇県〇〇市
2. 特定大規模災害等によって生じた公共土木施設の被害額（令和〇年〇月〇日現在）
〇,〇〇〇億円（要請県における総額）
3. 標準税収入（令和〇年度見込み）
〇,〇〇〇億円
4. 代行によらなければならない理由

※1 提出に当たり、地方農政局長（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長）を経由するものとする。

(別記様式第2号) (第4第1項関係)

特定大規模災害等に係る災害報告書

〇〇県

地すべり防止 区域名	ブロック名	被害箇所		災害区分		摘要
		位置	地先名	種別	延長・数量	

(別記様式第3号) (第4第2項関係)

地すべり防止施設に係る代行災害復旧工事所要見込額報告書

1. 地区名
2. 主なる被災地域等
3. 被害の概況
4. 所要見込額

費目	工種	数量	金額	備考
			千円	

(別記様式第4号) (第5第1項関係)

令和 年 月 日 発生

(災害名)

_____地区

特定災害復旧事業計画書

農 政 局 名

1. 事業名

〇〇地区地すべり特定災害復旧事業

2. 地区名

区域名（工区名）	ブロック名	所在地

3. 事業所等所在地

〇〇県〇〇市〇〇

4. 被災状況及び被災原因

(1) 被災年月日

令和 年 月 日

(2) 気象状況

(別記様式第2号)の別紙に準ずること。

(3) 被災状況及び被災原因

詳述すること。

5. 復旧計画概要

(1) 復旧計画概要

区域名 (工区名)	ブロック名	工種	復旧工法の概要
			要約して記述する。

(2) 年度区分計画

区域名 (工区名)	ブロック名	工 種	総 事 業		年 度		年 度	
			数量	金額	数量	金額	数量	金額
				千円		千円		千円

6. 復旧事業設計書

(1) 事業費総括表

〇〇地区 特定災害復旧事業費総括表					
金					
名 称	摘 要	数 量	単 位	金 額	備 考
本 工 事 費					(A)
{					
測 量 設 計 費					$(A) \times \frac{1.6}{100}$
船舶及機械器具費、 事業車両費					$(A) \times \frac{1.2}{100}$
用地費及補償費、 営繕費					
工 事 費					(B)
工 事 諸 費					$(C) = (B) \times \alpha$
(緊 急 応 急 費)					(D)
事 業 費					$(B) + (C) + (D)$

- (2) 工事内訳書
 - (3) 単 価 表
 - (4) 各種計算書
- } 基本事業と同一扱いとする。

(5) 各種 図 面

ア 地区一般平面図

イ 平 面 図

ウ 縦横断面図

エ 主要構造図

} 被災前は点線、被災後の状況は細い実線、復旧計画線は太い実線で画表示すること。

7. 権利、補償関係

該当するものがあれば、当該事項を記載し、又は写しを添付すること。

8. その他参考となるべき事項

- (1) 負担金の比率（国庫負担分と地元負担分）を記入すること。

地区名	事業費	国庫負担率	地方負担率			備 考
			都道府県			
		%	%	%	%	
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	

9. 被災写真

被災箇所ごとの被災状況、延長が机上で確認できる写真を整理して添付すること。

(別記様式第5号) (第8関係)

令和〇〇年発生〇〇地区特定災害復旧事業(変更)
 年度 実施計画書

基本事業種別	被災年月日	所在地

農 政 局 名
 (単位: 千円)

区域名 (工区名)	ブロッ ク 名	全 体 計 画						〇〇まで 施 行 済		当該年度 実施計画		次 年 度 以 降 残		摘 要
		費 目	工 種	名称・形状・寸法	単位	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	
		本 工 事 費												
		測 量 設 計 費 船 舶 及 機 械 器 具 費 : 工 事 諸 費 計 改 国 費												

(備考) 変更実施計画については、当初計画を上段に()とする。

(別記様式第6号) (第8関係)

1. ○○地区 特定災害復旧実施計画総括表

											農政局名			
地区名			指定年月日	年	月	日	基本計画提出年度			国庫負担率	%	都道府県負担率	%	
所在地			水系及び河川名					指定面積	ha	指定基準該当事項				
地 域 ・ 地 積	区 分 目	耕地 (ha)				山林 (ha)	採草地 放牧地 (ha)	宅地 (戸) (ha)	その他 (ha)	合計 (戸) (ha)	備 考	地すべりの種類		
		田	普通畑	樹園地	計							地 質		
	地すべり指定区域											平均年降水量	mm	
	地域外被害想定区域											積雪深	cm	
上記全体のうち 災害関連緊急分											地すべり 発生年月日	年 月 日		
地すべりの略歴														
地 す べ り 状 況	地すべり発生の要因													
	地すべりの規模・移動状況													
	被害の概況													
	地すべりの機構													
実 施 等	事業の必要性													
	実施基準適用項目													
地 す べ り 防 止 計 画	計 画 の 概 要													
	費 目	工 種	計 画 概 要										協 議 ・ 決 定	
			事 業 概 要			工 程								
			数 量	単 位	金 額									
関連他事業														

注：協議・決定欄は提出時には記入を要しない。

(別記様式第7号) (第9第2項関係)

令和 年 月 日 発生 (災害名)
_____地区
災害復旧工事緊急応急費概算調書
農 政 局 名

1. 事業名

〇〇地区地すべり特定災害復旧事業

2. 地区名

区 域 名 (工 区 名)	ブロック名	当該施設の受益面積	所 在 地

3. 災害の原因及び被災状況

4. 緊急応急費を要する理由

5. 復旧計画の概要

復旧事業計画概要(数量、延長、単価、金額の概数を記載)を示し、そのうち緊急応急費として必要なものの数量金額を算出すること。

6. 添付図面

- (1) 被害状況の写真
- (2) 一般平面図
- (3) 箇所別平面図、縦横断平面図及び主要工作物の構造図
- (4) その他

(別記様式第9号) (第11関係)

令和〇〇年発生〇〇地区特定災害復旧事業完了調書

農 政 局 名

基本事業種別	被災年月日	所在地	予算額		
			年度	年度	計

(単位：千円)

区域名 (工区名)	ブロック名	決定額						完了額		年度別完了額				残額	摘要
		費目	工種	名称・形状・寸法	単位	数量	金額	数量	金額	年度		年度			
										数量	金額	数量	金額		
		本工事費													
		測量設計費													
		船舶及機													
		械器具費													
		：													
		工事諸費													
		改国費													

(備考) 当初決定額の変更がされた場合には、当初決定額を上段に () 書とする。